（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　（略）

2～6　（略）

7　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一　次に掲げる事項

イ　氏名、性別、生年月日及び住所

ロ　個人番号

ハ　再交付申請の理由

二　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　個人番号カード又は番号利用法施行規則第一条第一項第一号に掲げる書類

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第一条第一項第三号イに掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

8～10　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者証の再交付及び返還） **第十九条**　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一　次に掲げる事項 イ　氏名、性別、生年月日及び住所 ロ　個人番号又は被保険者証の番号 ハ　再交付申請の理由 二　氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次のいずれかに該当するもの イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる書類	（被保険者証の再交付及び返還） **第十九条**　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一　被保険者証の番号 二　氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　（略）

2～6　（略）

7　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一　氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二　再交付申請の理由

8～10　（略）